

Tポイント利用機能に関する特記事項

株式会社カカコム（以下「当社」という）が提供する「Tポイント利用機能」（以下、本特記事項において「本機能」という）に関して、貴店に適用される遵守事項を定めます。

※本機能は「食べログ店舗会員向け集客サービス」の「レストランインターネット予約機能」の追加機能であり、プレミアム10プランS、プレミアム5プランS、ベーシックプランS及びライトプランSにおいて利用可能です。

※「Tポイント」は株式会社Tポイント・ジャパンが運営する共通ポイントサービスです。
(<https://tsite.jp/r/guide/web/index.html>)

1. 本機能の運用

- (1) 利用者（ユーザー）は、本機能利用店について食べログのレストランインターネット予約機能（以下「予約機能」という）を通じて予約する際、予約した食事の飲食代金（以下「飲食代金」といい、当該食事を行った日を「飲食日」という）の支払に自らが保有するTポイントを利用することを申請することができる。
- (2) 当社は貴店に対し、利用者から利用申請のあったTポイント数について、予約成立時に、別途当社が定める方法により通知する。
- (3) 貴店は、飲食代金について、実際の金額から利用申請があったTポイント数に1円を乗じた額（以下「Tポイント利用額」という）を控除した金額を、利用者に対し請求する。
- (4) 当社は貴店に対し、貴店が飲食代金から控除したTポイント利用額の合計額を、精算金として支払う。

2. 控除証明資料

貴店は、飲食代金からTポイント利用額を控除した事実について証明可能な情報又は資料（以下、「控除証明資料」という）を記録又は保管しなければならない。また貴店は、当社から控除証明資料の提示を求められた場合はこれに応じなければならず、提示しない場合又は提示した控除証明資料によっては控除の事実を確認できないと当社が判断した場合は、精算金が支払われないことを了承する。

3. Tポイント利用が行われなかった場合

- (1) 利用者又は貴店が予約機能を通じて予約をキャンセルした場合（無断キャンセル後の貴店によるキャンセル処理を含む）、Tポイント利用申請についてもキャンセルとなり、精算金の支払は行われぬ。
- (2) 貴店は、飲食代金の支払いがあったにもかかわらずTポイント利用額の控除を行わなかった場合、飲食日を含む月の翌月2日（以下「〆日」）までに、予約機能を通じてTポイントの返却処理を行わなければならない。なお、貴店において当該返却処理を実

行しなかった場合、貴店は自己の責任において、利用者に対して T ポイント利用額相当額を補償しなければならない。

4. 精算金の支払

- (1) 当月分の T ポイント利用額の合計額は、メ日に確定し、当社は貴店に対し、翌月 15 日までに、当該合計額に基づき算出された精算金額を別途貴店が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込み手数料は当社の負担とする。
- (2) 本機能が正常に提供されたにもかかわらず、貴店の責に帰すべき事由（貴店による銀行口座指定の誤りを含むがこれに限られない）に起因して、当社からの精算金支払を行うことができない状態が精算金額確定後 1 年以上継続した場合、貴店は精算金の受領に関する権利を放棄したものとみなす。

5. その他

- (1) 飲食代金の請求に際し T ポイント利用額の控除を適切に実施していない等、貴店に本特記事項違反があった場合、当社の判断により、本機能の貴店への提供を停止し、また本特記事項違反の対象となった予約に関する精算金を貴店から当社に対し返還させることができる。
- (2) 当社は、貴店に対して事前に（ただし、事前通知が困難である場合は事後速やかに）通知をすることにより、本機能の仕様変更及び提供の停止・終了をすることができる。また当社は、当該措置により貴店に生じた損害に対し責任を負わない。
- (3) 貴店からの本機能利用申込の諾否は乙の裁量により決定され、利用開始日は別途当社から貴店に対し通知する。
- (4) 本機能に関する詳細は、本特記事項に定めるほか当社が作成する「T ポイント利用かんたんマニュアル」及び食べログの店舗管理画面において表示するものとし、貴店はこれを確認する。

制定：2017 年 5 月 29 日

改定：2017 年 8 月 1 日